

相続のスペシャリストが集結

相続案件に経験豊富な司法書士が対応

- 相続案件を年100件以上対応し、実績十分
- 遺言書や相続に関するセミナーを年20回以上開催



相続税に精通した国税OB税理士が在籍

- 北海道から沖縄まで日本全国の相続税対策を行い、経験豊富
- 不動産鑑定士の資格もあり、不動産の税務に精通



業務内容

法律相談はありませんか？

JNEXT司法書士事務所は以下の業務も対応します

- 企業法務
- 不動産登記・商業登記
- 債務整理
- 債権回収
- 契約書作成 etc



2025年には高齢者の5人に1人が認知症に

家族の財産を守る 認知症対策プラン



お気軽にお問い合わせください



JNEXT 司法書士事務所

TEL 03-5951-7141

E-mail ochiai@z-jnext.jp

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 3-23-13 7F

<https://www.legal-jnext.com>

家族の大切な財産が
凍結されてしまいます！

大事な家族のために
一緒に考えませんか？

JNEXT
JNEXT グループ

JNEXT 司法書士事務所

税理士法人 JNEXT
経営革新等支援機関

JNEXT 社会保険労務士法人

JNEXT 行政書士事務所

株式会社 JNEXT コンサルティング

株式会社 JNEXT 経営労務パートナーズ

認知症問題の現状

1.超高齢化社会への突入

- 現在、高齢者と呼ばれる**65歳以上の方の割合は日本の人口の約3割弱**を占めています。
- 今後も高齢者の割合は増え続けていきますので、日本が超高齢化社会へ突入するにあたり、今後大きな課題となるのが**認知症対策の問題**です。

2.相続にも絡む認知症の問題

- 20年前までは、「認知症」問題が相続の現場でここまで大きな問題となることが想像されていませんでした。
- 厚生労働省の推計では、2025年には認知症になる方は**730万人**に達し、**高齢者の5人に1人が認知症**になるとと言われています。
- さらに、ある大学の調査によりますと84歳までの男性の発症率が約23%、女性が約28%であるのに対し、85歳以上になると男性が約51%、女性が約62%と半数以上の割合を占める調査も出ています。
- 超高齢化社会へ突入するにあたり、ご自身も含めて、ご両親やご家族などの身近な方が認知症になりうるリスクも当然発生し、誰もが**認知症問題に悩まされる時代に突入**していました。

3.対策しておかないとどうなる？

- ご自身やご家族が認知症になってしまふと、その方の**財産管理を行なうことが家族でさえ難しくなります。**
- 例えば、日常生活に必要な預貯金を下ろせなくなったり、施設に入るための資金として、いざ自宅を売却したいと思っても売却を行うことができなくなったり、認知症になると様々なリスクが発生します。
- これらのことばは、認知症になる前に対策をしておく必要があり、**認知症になってからでは手遅れ**です。

「家族の財産を守る認知症対策プラン」

認知症対策の3ステップ

STEP①

無料診断

認知症対策シート

認知症対策シートを活用し、聞き取りを行います

- ・認知症対策の悩み、希望
- ・資産の状況
- ・現在の管理状況
- ・家族、親族関係等

STEP②

安心プラン

認知症対策プラン

対策プランをオーダーメイドでご提供します

- ・民事信託（家族信託）
- ・任意後見契約
- ・遺言書等

STEP③

万全なフォロー

認知症発症後も安心

認知症発症後もフォローオン体制ができているのでご安心ください

- ・任意後見監督人申立
- ・不動産売却
- ・不動産登記手続き etc.

＼ココが他社と違う！／

JNEXTはワンストップで税務対策可！

相続税診断

- 国税OB税理士が在籍し、税務署対策も含めて検討することが可能
- 在籍税理士は、不動産鑑定士の資格もあり、不動産税務にも精通

税務対策

- 認知症対策には法律面だけではなく税務面にも細心の注意が必要
- 生前贈与税務
 - 民事信託税務 etc

その他相続対策や終活に関するご相談も承ります

- ・死後事務委任契約
- ・遺言執行
- ・遺産承継業務
- ・生命保険活用
- ・尊厳死宣言 etc.

早期対策が重要！

認知症発症前も後も全面サポート！